

既存ダムへの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について



- 治水協定や事前放流ガイドラインについて、損失補填や費用負担等、改善に向けた協議を関係省庁と行える場が必要
- 人命優先の観点からダムの洪水調節機能の拡大に最大限協力しつつも、事前放流により水不足等の実害が生じないよう、安定給水確保のための対策が必要

① 治水協定等についての協議の場の調整



治水協定や事前放流ガイドラインについて、**損失補填や費用負担等、改善に向けた協議を関係省庁等と行えるように調整すること**〔要望事項(1)〕

② 事前放流後の代替水源確保



事前放流の実施後に、貯水池の水位が回復せずダムからの補給による**水利用が困難となる場合に備え、代替水源として河川維持流量の一時的な転用を可能とするなど、実害が生じないように**河川管理者が予め対応策を定めておくこと〔要望事項(2)〕

③ 関係利水者間の水利調整



治水協定の締結者には、農業用水利用者等のダムに権利を持たない利水者が含まれないことから、**ダムからの補給による水利用が困難となる恐れが生じた場合は、河川管理者が関係利水者間の水利調整を行うこと**〔要望事項(3)〕

④ 損失補填の対象等拡充



事前放流後に水位が回復しなかった場合の**損失補填の対象に、用水供給事業者から受水する水道事業者を加える**とともに、利水者に特別な負担が生じた場合に備え、事前放流ガイドラインにおいて、現在、**損失補填制度対象外となっているダムや関連費用についても、国の責任において適切に対応すること**〔要望事項(4)〕

【参考】損失補填について(事前放流ガイドラインより)

事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

- ・ 一級河川の、国土交通省が管理するダム、水資源機構が管理するダム、利水ダムにおいて、必要な水量が確保できず、利水者に特別な負担が生じた場合にあっては、国が損失補填を行うものとする。
- ・ 一級河川の指定区間に設置された多目的ダム、二級河川のダムにおいて、必要な水量が確保できず、利水者に特別な負担が生じた場合にあっては、河川を管理する都道府県が損失補填について検討するものとする。

【損失補填の内容】

水道： 事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い**発生する利水事業者の広報活動費用及び給水車等対策費用の増額分**とする。

⑤ ハイブリッドダムと同様の取組みの推進



水道事業者が利用する多目的ダムについても、水道事業者が十分な水量を安定的に取水できるように、夏季制限水位値等を超えての運用など**「ハイブリッドダム」と同様の取組みを推進すること**〔要望事項(5)〕

【参考】ハイブリッドダムについて

ハイブリッドダムとは、治水機能の強化、水力発電の増強のため、気象予測も活用し、ダムの容量等の共用化など※ダムをさらに活用する取組のこと。

※「ダムの容量等の共用化」としては、例えば、利水容量の治水活用(事前放流等)、治水容量の利水活用(運用高度化)など。単体のダムにとどまらず、上下流や流域の複数ダムの連携した取組も含む。ダムの施設の活用や、ダムの放流水の活用(無効放流の発電へのさらなる活用など)の取組を含む。